

令和3・4・5年度 入札参加資格審査申請される方へ

・令和3・4・5年度 入札参加資格審査申請についての変更点

① 入札参加資格の有効期限について

従来、入札参加者名簿の有効期間は2年間としてきましたが、令和3年度より「物品・役務」「工事」「コンサルタント等」の全てにおいて、令和3・4・5年度の3年間といたします。

② 提出書類の見直しについて

申請業務改善の観点から、提出書類の一部見直しを行っております。
主な変更点は以下のとおりです。

- 都道府県民税にかかる納税証明書・・・不要とする
- 決算報告書 法人については2年→1年分に変更

・令和3・4・5年度に入札予定案件は以下のとおりですので、申請の参考にしてください。
ただし、予算等の事情により案件がなくなる場合もあります。

「物品・役務」

- 焼却残渣等運搬業務 (令和3年度)
- 焼却残渣等選別業務 (令和3年度)
- 体験型模型装置製作業務 (令和3年度)

「工事」

- 第五工場見学者説明用設備工事 (令和3年度)
- 旧小動物焼却施設解体工事 (令和4年度)
- (仮称)第六工場建設工事 (令和4年度)

「コンサルタント等」

- 旧小動物焼却施設解体工事に係る設計業務 (令和3年度)